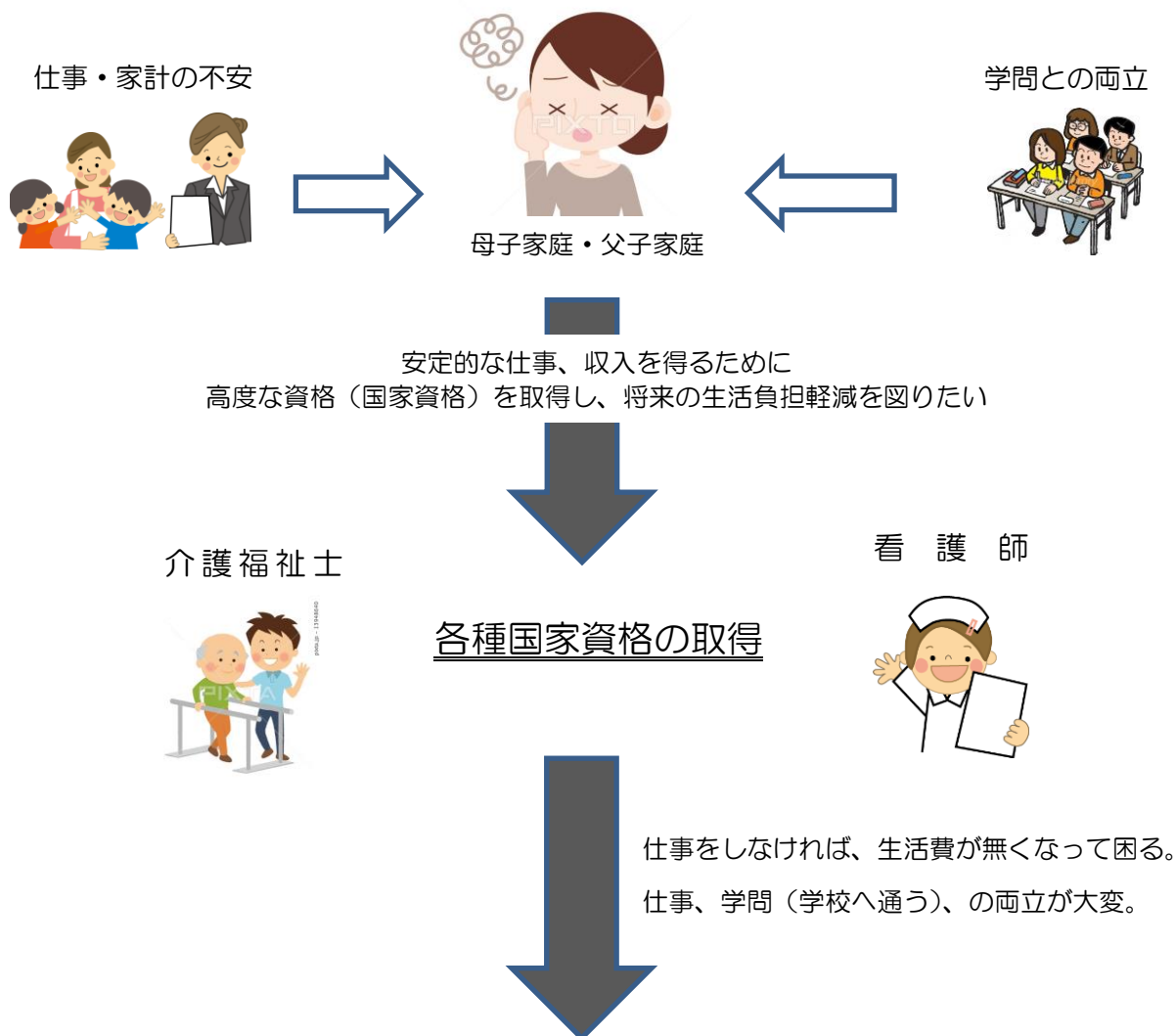


高等職業訓練促進給付金 とは

豊見城市にお住いの母子家庭のお母さん、父子家庭のお父さんの就職に有利な国家資格の取得を促進し、生活の負担の軽減を図るため、予算の範囲内において高等職業訓練促進給付金を支給します。



そこで！資格取得に係る学校に通う間の生活負担を軽減するための給付金である高等職業訓練促進給付金を活用し、経済的な自立を目指しましょう！

支給期間：最長 4 年間

支給月額：100,000 円（非課税世帯）

70,500 円（課税世帯）

※同住所に課税者がいる場合には、課税世帯となります。

～ 申請前にご確認ください ～

【対象となる方】 以下のすべてに該当する方です。

- 豊見城市在住である
- 母子・父子家庭かつ 20 歳未満の子を扶養している
- 児童扶養手当の受給者である、または同等の所得水準にある
- 就業または育児と、修業の両立が困難であると認められる
- 過去にこの事業の給付を受けたことがない
- 養成機関において 1 年以上修業する
- この給付金と趣旨を同じくする給付を受けていない

【対象資格】

- ・ 看護師（准看護師） ・ 保育士 ・ 介護福祉士 ・ 理学療法士 ・ 作業療法士
- ・ 歯科衛生士 ・ 美容師 ・ 社会福祉士 ・ 製菓衛生師 ・ 調理師 ・ その他国家資格

【支給期間と支給月額】

支給期間：上限 4 年 ※毎年現況申請が必要です。

支給月額：100,000 円（非課税世帯）

70,500 円（課税世帯） ※最終学年は 40,000 円加算される

【申請時期】

毎年 4 月 ※対象者数に満たない場合は、その後も受付します。

【事前相談】

現在修業中の方、またはこれから修業を開始される方で、支給を希望する方は下記担当課で事前相談を受けてください。

【その他注意 1】

- ・ 審査により支給の決定を行います。予算内でより多くの対象者に支給できるよう、支給額を変更する場合があります。
- ・ 要件を満たしていても必ず支給を受けられるわけではありません。

【その他注意 2】 支給決定後に下記の事由に該当した場合は給付の対象ではなくなります。

- ・ 修業期間中に子が 20 歳に達したとき
- ・ 受給者の所得が児童扶養手当の所得制限額を超え、全額支給停止になったとき
- ・ 子を扶養しなくなったとき
- ・ 月に 1 日も出席しなかったとき（当該月分を支給しない）※通信除く

<お問い合わせ先> 豊見城市役所 こども応援課 TEL850-6775